

ごみの減量にご協力ください

☆ごみを減らす

10アクション

◎ごみ減量化への取組

◎アクション5

今月号のご紹介は、「エコバックをもって買い物へ」です。令和2年7月1日からレジ袋（プラスチック製買利物袋）の有料化がスタートし、1年が過ぎました。

す。世界規模でプラスチックごみの削減が求められている現状、ごみの減量化はもとより、環境への配慮からも、エコバックの利用（リデュース：発生抑制）を心がけましょう。

☆7月の一人1日あたりの可燃ごみ量について

7月の一人1日あたりの可燃ごみ量は、「763.8g」でした。

これは、6月の一人1日あたりの可燃ごみ量から、

「50・7g」増えた状況となっております。

可燃ごみ減量化の取り組みには、生ごみの水切り、食品ロスの徹底（もったいない）、10アクションの実行、資源で出せるものは全て資源にするなどの方法があります。

住民みなさんには、引き続き「可燃ごみ10%減量化大作戦」へのご協力をお願いします。

※問い合わせは、環境整備課（クリーンセンター）
☎83-2110

家庭のゼロエミッション行動推進事業「東京ゼロエミポイント」

東京都では、家庭の省エネ行動を促すため、省エネ性能の高いエアコン、冷蔵庫、給湯器への買換えに対し、商品券などに交換可能な「東京ゼロエミポイント」を付与する事業を実施しています。

このたび、テレワークの浸透などにより在宅時間が

増加し、家庭における省エネ対策が一層重要となつている状況を踏まえ、申請受付期間が令和4年3月31日まで延長となっておりますので、ぜひこの機会に省エネ家電などへの買換えをご検討ください。

対象となる機器や申請の方法など詳しくは、東

京ゼロエミポイントホームページ（<http://www.zero-emissions.jp>）をご覧ください。また、コールセンター（☎0570-005083）までご連絡ください。

※問い合わせは、環境整備課
☎83-2367

年金のお知らせ

◇国民年金保険料の後払い（追納）をお勧めします！

老齢基礎年金の年金額を計算するときに、保険料の免除・納付猶予や学生納付特例の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合と比べて年金額が低額となります。

*納付猶予や学生納付特例の期間は年金の受給期間として計算されますが、年金額には反映されません。

しかし、保険料の免除・納付猶予や学生納付特例の承認を受けた期間の保険料については、後から納付（追納）することにより、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。また、社会保険料控除により、所得税・住民税が軽減されます。ぜひ、追納を行っていただくことをお勧めします。

なお、追納ができるのは追納が承認された月の10年以内の免除等期間に限られ

ます。

保険料の免除・納付猶予や学生納付特例の承認をされた期間のうち、原則古い期間の分から納付していただきます。

◇出産前後の国民年金保険料免除制度について

平成31年2月1日以降に出産した方が対象となり、出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月の国民年金保険料が免除になります。

届出は、出産予定日の6か月前からできますので、お早めの届出をお願いします。

届出の用紙は、日本年金機構のホームページ（<https://www.nenkin.go.jp>）から印刷するか、役場住民課・古里出張所の窓口または青梅年金事務所に備え付けてあります。

※問い合わせは、青梅年金事務所
☎30-3410

住民課
☎83-2182